



# 熊本県公報

第12706号  
平成30年3月20日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 指定管理者の指定…………… (観光物産課) 1
- 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項…………… (団体支援課) 1
- 漁船保険付保義務の消滅 (網田加入区、二見加入区、八代加入区) …… ( // ) 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (千丁加入区) …… ( // ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 3
- 公有水面埋立のしゅん功認可…………… (漁港漁場整備課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… ( // ) 4
- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 5

### 公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 5
- 平成28年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況…………… (県政情報文書課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7

### 登 載 依 頼

- 平成29年度第2回天草地域保健医療推進協議会の開催… (天草地域保健医療推進協議会) 7
- 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う熊本県公安委員会関係告示の整理に関する告示…………… (警察本部警務課) 8

## 告 示

### 熊本県告示第226号

熊本県野外劇場条例 (昭和62年熊本県条例第13条) 第11条第1項の規定により、熊本県野外劇場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例 (平成16年熊本県条例第44条) 第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県野外劇場	熊本市北区下硯川一丁目7番30号	アスペクタ管理運営 共同企業体 代表者 有限会社ア ワーハウス 代表取 締役 高辻満男	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで

### 熊本県告示第227号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項 (平成24年熊本県告示694号) の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年台風被害対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成29年台風被害対策資金」を「平成29年台風被害等対策農業資金融通措置要項第2に規定する平

成29年台風被害等対策資金」に改める。

第9条第2項中「平成29年台風被害対策農業資金融通措置要項」を「平成29年台風被害等対策農業資金融通措置要項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条、第3条関係)

資金の種類	利子補給率
1 大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
2 平成28年熊本地震被害対策資金	平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率
3 畜産経営体質強化支援資金	熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
4 熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金	熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項別表2のA欄に定める率
5 平成29年台風被害等対策資金	平成29年台風被害等対策農業資金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率

附 則

この要項は、平成30年3月20日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成29年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

熊本県告示第228号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年3月18日熊本県告示第218号で公示した網田加入区、二見加入区及び八代加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年3月17日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第229号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、平成30年3月20日から平成30年4月3日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
千丁加入区	八代市千丁町古閑出2629番地2 岩崎 忍 八代市千丁町古閑出2057番地1 西田 邦雄 八代市千丁町新牟田467番地10 吉野 精一	千丁漁業協同組合	千丁漁業協同組合

熊本県告示第230号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無114番149、114番163
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字次郎迫3977・3984・3992合併・字梨木久保3923番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第232号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字炭山5642番2、5650番1、5651番

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字炭山5642番2・5650番1・5651番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第233号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したため、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 しゅん功認可年月日

平成30年3月12日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

上天草市大矢野町上1514番地 大道漁港管理者 上天草市

上天草市大矢野町上1514番地 道路管理者 上天草市

3 埋立区域

(1) 位置

上天草市龍ヶ岳町大道字名剪1531の1、1528の4、1528の2、1528地先並びに字迎1514の7、1526、1525に隣接する道路地先並びに字葛

崎1231の2に隣接する水路地先並びに字葛崎1231の2、1231の3、1231の1、1230の6、1230の1及びこれらの区域に介在する道路地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑳の地点までを順次直線で結んだ線及び㉑の地点と①の地点を結ぶ平成24年春分の日における満潮位(DL+3.66メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 唐網代鼻灯台(北緯32度22分36秒、東経130度21分18秒)から351度00分38秒 982.089メートルの地点
②の地点 ①の地点から296度56分56秒 14.533メートルの地点
③の地点 ②の地点から26度15分14秒 4.512メートルの地点
④の地点 ③の地点から27度02分00秒 14.022メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から117度24分03秒 0.997メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から26度40分43秒 5.857メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から297度17分52秒 1.000メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から26度50分22秒 24.305メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から116度50分26秒 1.004メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から26度46分30秒 5.847メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から296度32分16秒 1.005メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から27度05分17秒 26.447メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から116度28分54秒 0.999メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から27度09分48秒 5.852メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から296度22分25秒 1.012メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から27度04分17秒 18.120メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から117度34分49秒 2.294メートルの地点
⑱の地点 ⑰の地点から27度04分32秒 25.140メートルの地点
⑲の地点 ⑱の地点から297度05分30秒 2.287メートルの地点
㉑の地点 ⑲の地点から27度05分30秒 4.218メートルの地点

(3) 面積

4,455.30平方メートル

4 埋立地の用途

- 漁港施設用地
護岸敷
物揚場敷
臨港道路
野積場用地
漁具保管修理施設用地(漁具干場)
駐車場用地
道路用地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成24年11月12日 熊本県指令漁整第17号

6 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課、上天草市経済振興部農林水産課及び上天草市建設部建設課

熊本県告示第234号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 区域を変更する区間, 前後, 幅員(メートル), 延長(メートル), 備考. Row 1: 主要地方道, 八代鏡線, 八代市鏡町内田字稲雲 860番3地先から 同所 860番3地先まで, 前, 2.5~3.7, 18.8, 単河改. Row 2: 後, 5.3~6.3, 18.8.

2 区域を変更する期日 平成30年3月20日

熊本県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知 火線	宇土市網引町字深迫 2068番2地先から 同所 2068番2地先まで	26.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年3月20日

熊本県告示第236号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	かに流し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成30年3月20日から平成30年3月26日まで

公 告

熊本県公告第169号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市北宮342番地5
- 2 築造者の氏名 有限会社菊池宅建
- 3 道路の位置 菊池市泗水町吉富字北原2206番1
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 126.34メートル
- 6 指定年月日 平成30年3月1日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第95号

熊本県公告第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字井寺字富屋敷2946番1の一部  
495.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡御船町御船1049番地3  
甲斐原 透

熊本県公告第171号

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）第32条及び熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（平成24年熊本県規則第27号）第17条の規定により、平成28年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、その概要を次のとおり公表する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 平成28年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況

(表は平成29年3月31日の状況)

### 1 保存の状況 (総数)

#### ① 所蔵簿冊数

		特定歴史公文書の総所蔵簿冊数				【参考】 目録調整中の簿冊数 (移管予定簿冊数)
		目録に記載された簿冊数				
		媒体の種別				
			文書又は図面	電磁的記録	その他	
行政機関	4,903	4,903	4,903	0	0	1,371
地方独立行政法人等	0	0	0	0	0	0
計	4,903	4,903	4,903	0	0	1,371

(注) 「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等である。

#### ② 利用制限区分の状況

	目録に記載された簿冊数				
	利用制限区分の別				
	審査済み			要審査	
全部利用	一部利用	利用不可			
	4,903	63	20	6	4,814

### 2 移管受入の状況

	移管受入簿冊数	
	移管元機関の別	
	行政機関	地方独立行政法人等
	0	0

### 3 利用請求の状況

	利用請求件数	
	うち本人からの利用 請求の件数	【参考】 移管元行政機関等による 利用の特例の件数
	2	0
		8

**4 利用決定の状況**

利用決定件数	全部利用 決定	一部利用 決定	全部利用 制限
	2	1	1

**5 利用の状況**

利用の方法	
閲 覧	写しの交付
1	1

**6 異議申立ての状況**

利用請求に対する処分に係る異議申立て	
異議申立件数	処理件数
0	0

※3以下は利用請求等の件数（1件につき複数の簿冊が含まれる場合あり）

**熊本県公告第172号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字村廻1008番1  
365.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市福原1018番地  
吉岡 豊房

**登載依頼****天草地域保健医療推進協議会公告第2号**

平成29年度第2回天草地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。  
なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年3月20日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成30年3月27日（火）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県天草総合庁舎 会議棟2階 大会議室（天草市今釜新町3530）
- 3 議題  
（1） 第6次天草地域保健医療計画の進捗状況について

- (2) 第7次天草地域保健医療計画の最終案について
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県天草市今釜新町3530  
天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課内）  
（電話 0969-23-0172）

**熊本県公安委員会告示第7号**

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第20号）の施行に伴い、熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う熊本県公安委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成30年4月1日から施行する。  
平成30年3月20日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う熊本県公安委員会関係告示の整理に関する告示

第1 平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正する。  
1の表熊本中央警察署京町交番の項中「熊本市北区池田三丁目（14番5号から7号まで及び14番33号から61号までを除く。）、津浦町」を削り、同表熊本中央警察署栗園町交番の項中「（10番1号及び10番75号から83号まで）」及び「熊本市北区黒髪七丁目（無番地及び100番地から164番地までを除く。）」を削り、同表熊本中央警察署清水交番の項から熊本中央警察署川上交番の項までを削り、同表熊本南警察署島崎交番の項の次のように加える。

城南交番	同 南区 城南町下 宮地町	熊本市南区城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町さんさん一丁目、城南町さんさん二丁目、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田、城南町鰐瀬
------	------------------------	---

1の表熊本南警察署小島駐在所の項中「同同」を「同西区」に改め、同表熊本東警察署の項の次のように加える。

熊本北合志警察署	清水交番	熊本市 北区 高平二丁 目	熊本市北区打越町、大窪一丁目、大窪二丁目（8番23号から72号まで、9番12号から72号まで及び10番を除く。）、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、黒髪町大字坪井、清水亀井町、清水東町、清水本町、清水町大字打越、清水町大字松崎、清水町大字室園、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、高平一丁目、高平二丁目、高平三丁目、津浦町、乗越ヶ丘、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、八景水谷四丁目、室園町、山室一丁目、山室二丁目、山室三丁目、山室四丁目、山室五丁目、山室六丁目
	武蔵楠交番	同 同 武蔵ヶ丘 四丁目	熊本市北区楠一丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、龍田八丁目（14番55号から98号まで、15番3号から98号まで並びに15番140号及び141号）、龍田九丁目（2番から9番まで）、龍田弓削二丁目（1番から3番まで、4番1号から10号まで及び5番から8番までを除く。）、武蔵ヶ丘一丁目、武蔵ヶ丘二丁目、武蔵ヶ丘三丁目、武蔵ヶ丘四丁目、武蔵ヶ丘五丁目、武蔵ヶ丘六丁目、武蔵ヶ丘七丁目、武蔵ヶ丘八丁目、武蔵ヶ丘九丁目、弓削一丁目、弓削二丁目、弓削三丁目、弓削四丁目、弓削五丁目、弓削六丁目

龍田交番	同 同 龍田七丁目	熊本市北区黒髪七丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目（14番55号から98号まで、15番3号から98号まで並びに15番140号及び141号を除く。）、龍田九丁目（2番から9番までを除く。）、龍田陳内一丁目、龍田陳内二丁目、龍田陳内三丁目、龍田陳内四丁目、龍田弓削一丁目、龍田弓削二丁目（1番から3番まで、4番1号から10号まで及び5番から8番まで）
新地交番	同 同 清水新地五丁目	熊本市北区麻生田一丁目、麻生田二丁目、麻生田三丁目、麻生田四丁目、麻生田五丁目、兔谷一丁目、兔谷二丁目、兔谷三丁目、清水岩倉一丁目、清水岩倉二丁目、清水岩倉三丁目、清水新地一丁目、清水新地二丁目、清水新地三丁目、清水新地四丁目、清水新地五丁目、清水新地六丁目、清水新地七丁目、楡木一丁目、楡木二丁目、楡木三丁目、楡木四丁目、楡木五丁目、楡木六丁目
川上交番	同 同 鹿子木町	熊本市北区改寄町、池田三丁目、和泉町、大窪二丁目（8番23号から72号まで、9番12号から72号まで及び10番）、大鳥居町、梶尾町、鹿子木町、釜尾町、北迫町、楠野町、小糸山町、下硯川一丁目、下硯川二丁目、下硯川町、硯川町、太郎迫町、鶴羽田一丁目、鶴羽田二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、鶴羽田五丁目、鶴羽田町、徳王一丁目、徳王二丁目、徳王町、西梶尾町、飛田一丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四丁目、飛田町、万楽寺町、貢町、明德町、四方寄町、立福寺町
植木交番	同 同 植木町舞尾	熊本市北区植木町鑑田、植木町有泉、植木町石川、植木町岩野、植木町植木、植木町上古閑、植木町後古閑、植木町内、植木町円台寺、植木町荻迫、植木町小野、植木町木留、植木町清水、植木町鞍掛、植木町古閑、植木町色出、植木町鈴麦、植木町滴水、植木町大和、植木町轟、植木町富応、植木町豊岡、植木町投刀塚、植木町那知、植木町一木、植木町平野、植木町平原、植木町広住、植木町辺田野、植木町味取、植木町舞尾、植木町山本
合志交番	合志市 幾久富	合志市幾久富（油古閑区、合志中央団地区及び二子区を除く。）、栄（後川辺区、栄温泉団地区、栄住宅区、鹿水区、新栄温泉団地区、中林区、平島区及び山下団地区を除く。）、豊岡（原口区及び原口下区を除く。)
須屋交番	同 須屋	合志市須屋（ユトリック団地区を除く。）、御代志（御代志区）
豊田駐在所	熊本市 北区 植木町豊田	熊本市北区植木町伊知坊、植木町今藤、植木町大井、植木町亀甲、植木町豊田、植木町平井、植木町舟島
田底駐在所	同 同 植木町田底	熊本市北区植木町正清、植木町田底、植木町宮原、植木町米塚
竹迫駐在所	合志市 竹迫	合志市上庄、幾久富（油古閑区、合志中央団地区及び二子区）、栄（後川辺区、栄温泉団地区、栄住宅区、鹿水区、新栄温泉団地区、中林区、平島区及び山下団地区）、竹迫、豊岡（原口区及び原口下区）、福原
野々島駐在所	同 野々島	合志市合生、須屋（ユトリック団地区）、野々島、御代志（御代志区を除く。）、上生

1の表山鹿警察署植木交番の項から山鹿警察署田底駐在所の項までを削り、同表山鹿警察署鹿本駐在所の項中

山鹿市  
鹿本町

を

同  
鹿本町

に改め、同表大津警察署合志菊陽交番の項及び大津警

署須屋交番の項を削り、同表大津警察署大津駅前交番の項の次に次のように加える。

光の森 交番	同 菊陽町 光の森七 丁目	菊陽町沖野一丁目、沖野二丁目、沖野三丁目、沖野四丁目、向陽台、新山一丁目、新山二丁目、新山三丁目、杉並台一丁目、杉並台二丁目、花立一丁目、花立二丁目、花立三丁目、光の森一丁目、光の森二丁目、光の森三丁目、光の森四丁目、光の森五丁目、光の森六丁目、光の森七丁目、武蔵ヶ丘一丁目、武蔵ヶ丘二丁目、武蔵ヶ丘三丁目、武蔵ヶ丘北一丁目、武蔵ヶ丘北二丁目、武蔵ヶ丘北三丁目、大字津久礼（あさひヶ丘、上津久礼、下津久礼、津久礼ヶ丘、ひばりヶ丘及び宮ノ上を除く。）、原水（緑ヶ丘及び緑陽台を除く。）
-----------	------------------------	---

1の表大津警察署竹迫駐在所の項及び大津警察署野々島駐在所の項を削り、同表大津警察署杉水駐在所の項中「菊池郡」を「同」に改め、同表宇城警察署城南交番の項を削る。

- 第2 次に掲げる告示の規定中「熊本東」の次に「、熊本北合志」を加える。
- 1 平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第9号（熊本県道路交通規則第28条の規定に基づき、運転免許試験、検査、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う場所、期日及び受付時間）
  - 2 平成23年4月1日熊本県公安委員会告示第9号（熊本県道路交通規則第24条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づく申請又は届出の場所、期日及び受付時間）
  - 3 平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号（熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間）